4　「割増前合算税額控除割合 $\frac{12}{100}+((8)-\frac{9.4\text{又は}12}{100})\times\frac{(0.35\text{又は}0.375)}{(0.12\text{未満の場合又は}(6)=0\text{の場合は}0.12)}$ ⑿　」の欄は、当該適用対象事業年度が令和５年４月１日以後に開始する各事業年度である場合には「9.4又は」及び「0.35又は」を消し、当該適用対象事業年度が同日前に開始した各事業年度である場合には「又は12」及び「又は0.375」を消すこと。

5　「(8)＞9.4％又は(8)＞12％の場合　⒅」の欄は、当該適用対象事業年度が令和５年４月１日以後に開始する各事業年度である場合には「(8)＞9.4％又は」を消し、当該適用対象事業年度が同日前に開始した各事業年度である場合には「又は(8)＞12％」を消すこと。

別表六(十一)の表中「$\frac{\text{事業年度又は連結事業年度}}{1}$」を「$\frac{\text{事業年度}}{1}$」に、「$\frac{\text{当期の月数}}{\text{(1)の事業年度又は連結事業年度の月数}}$」を「$\frac{\text{当期の月数}}{\text{(1)の事業年度の月数}}$」に、「$\frac{\text{事業年度又は連結事業年度}}{6}$」を「$\frac{\text{事業年度}}{6}$」に、「$\frac{\text{当期の月数}}{\text{(6)の事業年度又は連結事業年度の月数}}$」を「$\frac{\text{当期の月数}}{\text{(6)の事業年度の月数}}$」に改め、同表の記載要領(1)中「特別控除)」の次に「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第３号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「令和５年旧措置法」という。）第42条の４第１項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）」を加え、「同条第８項第３号」を「租税特別措置法第42条の４第８項第３号」に改め、「同条第１項」の次に「又は令和５年旧措置法第42条の４第１項」を加え、同(2)及び(3)を次のように改める。

(2)　青色申告書を提出する法人（租税特別措置法第42条の４第８項第３号の通算法人を除く。）が令和３年４月１日から令和８年３月31日までの間に開始する次に掲げる事業年度においてそれぞれ次に定める規定の適用を受ける場合

イ　租税特別措置法第42条の４第５項各号又は第６項各号に掲げる事業年度　同条第４項

ロ　令和５年旧措置法第42条の４第５項各号又は第６項第１号若しくは第２号に掲げる事業年度　同条第４項

(3)　租税特別措置法第42条の４第８項第３号の通算法人が次に掲げる事業年度においてそれぞれ次に定める規定の適用を受ける場合（同号イの他の通算法人が当該事業年度終了の日に終了する他の事業年度において当該規定の適用を受ける場合を含む。）

イ　租税特別措置法第42条の４第８項第８号ロに規定する各事業年度のうち同号ロ(1)から(3)までに掲げる事業年度又は同項第９号ロに規定する各事業年度のうち同号ロ(1)若しくは(2)に掲げる事業年度　同条第４項

ロ　令和５年旧措置法第42条の４第８項第８号ロに規定する各事業年度のうち同号ロ(1)から(3)までに掲げる事業年度又は同項第９号ロに規定する各事業年度のうち同号ロ(1)若しくは(2)に掲げる事業年度　同条第４項

別表六(十一)の記載要領(1)中「租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第３号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法（(2)及び(3)において「令和５年旧措置法」という。）」に改め、同(2)及び(3)中「租税特別措置法」を「令和５年旧措置法」に改める。

別表六(十一)の記載要領第１号中「、租税特別措置法」を「、所得税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第３号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法（(1)及び(2)において「令和５年旧措置法」という。）」に改め、同号(1)及び(2)中「租税特別措置法」を「令和５年旧措置法」に改める。